

奈良県中央卸売市場運営協議会

市場再整備事業審査部会の設置について

1. 市場再整備事業審査部会設置の趣旨

中央卸売市場再整備についての専門的な調査、審査検討をするための機関であり、主な目的は以下のとおりとする。

- (1) 市場再整備に際して、流通多様化などの社会状況の変化に対応した今後の施設整備等について専門的に検討する。
- (2) P F I 手法による整備を予定していることから、整備事業者の提案を評価し、事業者の選定を行う。

2. 市場再整備事業審査部会の位置付け

- (1) 設置根拠条例等（別添「1. 根拠条例等」を参照）

○奈良県中央卸売市場条例第 8 4 条

○奈良県中央卸売市場条例施行規則第 1 0 6 条（以下、「規則」という。）

- (2) 部会の構成（別添「2. 市場再整備事業審査部会の構成」を参照）

規則第 1 0 6 条に定める奈良県中央卸売市場運営協議会（以下、「協議会」という。）の委員から「会長が指名する者」のほか、別途定める市場再整備事業審査部会設置要綱で「会長が指名する」外部委員をもって構成する。

- (3) 外部委員指名の必要性

本部会は再整備に際して、P F I 手法等による施設再整備を行う事業者の提案評価を行うことを主な目的としており、審議項目（都市計画、建築、法制等）に沿った専門的見地からの検討が必要となることから、協議会委員に加えて、各目的に即した専門的外部委員を併せて指名する。

3. 市場再整備事業審査部会の委員構成

委員(候補)	区分	役職等	協議会内部／外部
浦出俊和	学識経験者(卸売市場)	摂南大学農学部准教授	内部
西川恵二	市場事業者／団体	中央卸売市場協会理事長	内部
選定中	学識経験者(農業)		外部
選定中	都市計画／建築		外部
選定中	公認会計士／弁護士		外部
選定中	行政(都市計画／建築)		外部
選定中	行政		外部

1. 根拠条例等

【奈良県中央卸売市場条例（抜粋）】

第八十四条 市場の業務の運営に関し必要な事項を調査審議させるため、奈良県中央卸売市場運営協議会を置く。

【奈良県中央卸売市場条例施行規則（抜粋）】

第一百六条 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によつてこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて協議会の決議とすることができる。

第一百十条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

2. 市場再整備事業審査部会の構成

